

第1回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

●市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

解説 市長等が市に対して負う損害賠償責任については、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から最低負担額を控除して得た額について、その責任を免れる。

Q 一部免責にあたり、重過失、軽過失の判断は誰が行い、不服があった場合はどうなるかについて問う。

A 監査委員の意見を聞き、市長が判断する。それに不服があれば住民監査請求の対象となり、その結果についてさらに不服があれば最終的には裁判での判断となる。

●大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について

Q 幅広い年齢層から意見を集約できるような方策があるのかを問う。

A PTAや、これまでワークショップに参加していただいた若年層の方々にも参加してもらえよう検討している。

●大竹市森林環境贈与税基金条例の制定について

Q 市で考えている森林整備の施策とはどのようなものであるか、また、どの地域を対象に考えているのかを問う。

A 公的管理が必要なものについては、市が防災上の観点から広葉樹と針葉樹が混在した山に戻すことを想定しているため、森林組合などに管理業務を委託することになる。対象となる地域は、民有林が多くみられる栗谷地区からの実施を考えている。

●令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

Q 教育費の吊り天井の改修に係る事業費で、中学校は設計業務委託料と工事請負費が計上されているが、小学校は設計業務委託料のみで工事請負費の計上がない。工事を行うのは中学校だけなのか問う。

A 中学校については、今回計上した補正予算を繰り越し、対策工事まで行う予定だが、施設対象である小学校の小ホールは、空調機等の設備類の再設置など、工法を検討する必要があるため、今回は、設計業務のみ委託し、令和3年度に工事を予定している。



小方学園小ホール（講堂）

Q 民生費のプレミアム付商品券事業の繰り越しは、令和元年度使用分の支払いに充てるものか。また、3月末で使用期限を迎えるが、予定交付枚数に対して、どの程度の申し込みがあったのか問う。

A 令和2年4月以降に換金事務が発生するため、繰り越し明許費とし

て補正予算を計上している。また、交付の予定枚数は特に設定していないが、低所得者への交付割合は、対象者全体の37%程度である。

●令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

Q 新型コロナウイルス感染症対策として、児童・生徒の外出に対する安全対策について問う。

A 原則自宅待機としているが、公園等に外出する場合は、保護者の管理とするようお願いしている。

●その他の議案 6件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

第1回定例会は、令和2年3月3日～3月27日の25日間行われました。
 詳細については、令和2年6月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

生活環境委員会 主な審査内容

●令和元年度大竹市工業用水道 事業会計補正予算について

Q 岩国大竹道路建設に伴う補償工
 事の設計変更による増額とのことだ
 が、概要と変更理由について問う。

A 既存の市道内に埋設されている
 上水道・工業用水道管が支障となる
 ため、これを移設する必要がある。
 旧小方小学校の前から小方1丁目19
 番地内あたりにかけて、国土交通
 省が新たに市道を整備することに
 なっており、この市道に既存の市道
 内の上水道・工業用水道管を移設す
 るものである。

変更の理由については、発注後の
 試掘調査の結果、管の埋設箇所の岩
 盤が硬いことが判明したことから、既
 設の工業用水道管を断水することな
 く施工するため、特殊な分岐工法を
 用いる計画をしているが、施工予定
 箇所の支障埋設物の試掘調査の結果
 を踏まえ、精査したところ、材料等
 の変更が必要な見込みとなり、設計
 変更で工事費が増額となるためであ
 る。



市役所前の岩国大竹道路建設現場

●大竹市役所支所設置条例の 一部改正について

Q 大竹小学校の体育館内に支所を
 移設する際の防犯対策と職員体制に
 ついて問う。

A 駐車場から体育館までの間に
 『関係者以外立ち入り禁止』の看板
 を設置し、体育館の入り口付近に受
 付を設け、窓越しに人の出入りが確
 認できるようにしたい。

確定はしていないが、移設の前後
 で職員数の変更はせず、同じ体制と
 するよう考えている。

●市道路線の廃止及び 認定について

Q 市道に認定しようとする路線に
 は、過去の宅地開発でできたものが
 複数あるが、他にも認定すべき路線
 の漏れは無いか問う。

A 数年前までさかのぼり認定して
 いるが、まだいくつか認定が上がっ
 ていないものもあると考えている。
 今後も調査を進め、使用頻度等も考
 慮し、要件を満たした可能なものか
 ら順次、認定していきたい。

●大竹市公園条例の 一部改正について

Q 晴海のデイキャンプ場を利用で
 きる時間帯はどのように設定されて
 いるのか、また、1区画1600円
 という料金設定の根拠、大型遊具の
 利用者など、他の公園施設の利用者
 もデイキャンプ場の炊事棟を利用で
 きるのか問う。

A 利用時間は9時30分から17時ま
 でとするように考えている。本市の
 『公共施設の使用料のあり方につい
 て』に基づき、周辺の同種施設の利
 用料も参考にした。
 炊事棟は、デイキャンプ場の利用

許可を得た人しか使えない運用を考
 えている。また、ゴミなどは持ち帰
 りをしていただくようにするが、炭
 については捨場を設ける予定であ
 る。



晴海臨海公園デイキャンプ場

●その他の議案 9件

※採決の結果、すべての議案が
 原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決